

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 海外派遣の税務・法務～個人を中心として～

企業の海外進出にともない国内から人材を派遣する場合の税務・法務の留意点は、次のとおりです。

1. 税務

時 点	内 容	
赴任決定 ～ 出国ま で	派遣形態 (納税義務 者・課税所 得の範囲に 影響)	1)非居住者の検討 派遣形態が出張・出向のいずれであっても、当初から継続して1年以上海外で勤務することを目的として出国する場合には、出国時から非居住者に該当します。 2)課税所得の範囲 非居住者に対しては、国内源泉所得のみが課税対象とされます。国内源泉所得は、国内にある資産の運用、保有または譲渡から生ずる所得、国内にある土地等の譲渡による対価、不動産の賃貸料等が挙げられます。
	出国までの 手続き	1)年末調整 出国日までに年末調整を行い、所得控除は出国時の現況で判定します。 2)納税管理人の選定 海外派遣者に不動産所得などの国内源泉所得がある場合には、出国日までに納税管理人を選定し、税務署へ届け出る必要があります。
出国日～ 帰国まで	給与・賞与 の支払方法	給与・賞与が国内源泉所得に該当するかどうかは、海外派遣者の「勤務が国内にあるかどうか」で判定されます。給与・賞与の支払方法が国内払い・国外払いのいずれの方法であっても、国内勤務がない場合には、国内源泉所得には該当せず、源泉徴収義務は生じません。在宅手当や給与格差補てん金は、たとえ国内払いであっても、国内勤務がない場合には、国内源泉所得には該当しません。
帰国後	源泉徴収	帰国後最初に支払う給与・賞与は、支払額の全額が日本で課税対象となります。

住民税は、賦課期日(1月1日)現在において日本に住所を有する場合に課税されるため、出国年まで課税されます。

2. 法務

1) 社会保険・労働保険

	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	労災保険
・出張 ・在籍出向 (国内払い 給与あり)	継続可能(海外で かかった医療費の うちの一部が補填 される。)	・出張 継続可能 ・在籍出向 継続不可	継続可能(国内払 い給与に対応する 保険料を支払 う。)	継続可能(失業給 付等は、帰国時に 受給)	・出張 継続可能 ・在籍出向 継続不可(対応策 として労災保険の 海外派遣者特別加 入制度へ加入。)
・在籍出向 (国内払い 給与なし) ・転籍出向	原則、継続不可 (対応策として、 任意継続被保険者 または国民健康保 険へ加入。)	継続不可	原則、継続不可 (対応策として、 国民年金へ任意加 入。)	原則、継続不可	継続不可(転籍出 向の場合、労災保 険の海外派遣者特 別加入制度へ加入 不可。)

2) 労働契約の準拠法

原 則	当事者の選択により決定
特 例	日本においては、準拠法の選択地が最密接関連地法以外の法を選択している場合であっても、労働者の意思表示があれば、労働基準法などの特定の強行規定は、最密接関連地法を適用する。

お見逃しなく！

- ・1年未満の短期出向の場合、租税条約による「短期滞在者免税」に該当すれば、海外派遣地国での課税が免除されます。
- ・社会保障協定締結国間では、健康保険制度や年金制度への二重加入の調整や加入期間の通算が図られます。